

(5) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支払金額	源泉徴収税額	老人等非課税、 財形貯蓄非課 税分支払金額	その他の 非課税分 支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
公 債	117,755	17,628	14,571	7,694	14,020	17,628	
社 債	178,335	26,786	2,751	76,489	257,575	26,786	
預 貯 金	郵便貯金	967,094,925	144,612,239	368,740,768	3,994,788	1,339,830,481	144,612,239
	銀行預金	24,069,591	3,593,590	5,139,830	6,990,571	36,199,992	3,593,590
	銀行以外の金融 機関の預金利子	8,180,801	1,225,484	4,049,629	11,938,554	24,168,984	1,225,484
金 勤務先預金の 利子	1,588,639	239,070	7,260	-	1,595,899	239,070	
合同運用信託の 収益の分配	842,303	126,177	299,205	218,710	1,360,218	126,177	
公社債運用信託の 収益の分配	3,633	554	892	-	4,525	554	
小 計	1,002,075,982	149,841,528	378,254,906	23,226,806	1,403,557,694	149,841,528	
定期積金の給付 補てん金等	2,135,574	321,404	-	61,154	2,196,728	321,404	
匿名組合契約等に 基づく利益の分配、 生命保険等の差益	42,479	6,665	-	-	42,479	6,665	
割引債の償還差益	-	-	-	-	-	-	
計	1,004,254,035	150,169,597	378,254,906	23,287,960	1,405,796,901	150,169,597	

調査対象等：平成13年分の利子所得等の源泉所得税について、平成13年2月から平成14年1月までの利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) 「その他の非課税分」は、所得税法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》のほか、租税特別措置法第5条《納税準備預金の利子の非課税》、第8条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》等に規定する非課税分である。